

第9 内部点検の期間延長の届出

規則第62条の5第1項ただし書に規定する内部点検の期間延長の届出は、次によるものとする。

1 内部点検期間延長届についての留意事項◆

規則第62条の5第1項ただし書の適用による内部点検期間の延長は、保安上の観点から判断し必要最小限のものに限り適用されるものであり、次によること。

- (1) 災害その他非常事態が生じた場合
- (2) 保安上の必要が生じた場合
- (3) 使用の状況（計画を含む。）等に変更を生じた場合

2 内部点検の期間延長届出に添付する図書◆

「特定屋外タンク貯蔵所に係る内部点検の運用基準」第1条に規定する内部点検期間延長届出書に次の図書を添付すること。

- (1) 構内配置図
- (2) タンクの安全性を示す図書（過去の内部点検記録概要等）
- (3) 今後の開放計画書
- (4) その他必要な書類